

「特別条項」付き 36協定の提出にご注意を！

時間外労働・休日労働に関する協定届

愛知労働局労働基準部監督課

昨年(平成22年)4月1日、労働基準法が改正施行され、あわせて「時間外労働の限度に関する基準」告示(時間外労働限度基準告示)も改正されました。

改正後の「時間外労働限度基準告示」は、昨年4月1日以降に締結・更新する36協定(「時間外労働・休日労働に関する協定届」)に適用されます。

この「時間外労働限度基準告示」の改正により、
36協定の特別条項への必要記載事項の追加など取扱が変更されました。

「特別条項」とは、36協定の中に、臨時に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に設定して、限度時間を超える時間の延長を可能とする条項のことです。

この告示改正により、特別条項付き36協定を結ぶ際には、次のことが必要になりました。

- ① 限度時間を超えて働く一定の期間(「1日を超える3か月以内の期間」、「1年間」)ごとに、割増賃金率を定めること
- ② ①の率を法定割増賃金率(2割5分以上)を超える率とするよう努めること
- ③ そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

上記①の割増賃金率は、労働基準監督署に届出する36協定に明記することが必要です。(特別条項付きの協定書本文を添付してもよい)

昨年届出された36協定との違いにご注意ください!

昨年3月以前に締結された36協定に適用された「時間外労働限度基準告示」には上記の改正点が含まれていませんでしたので、その時期に締結された特別条項付き36協定を労働基準監督署へ届出された事業場の方が、今年も特別条項付き36協定を新たに締結又は更新する場合、協定内容と届出書面への記載内容にご注意ください。

参加者でいっぱいの説明会会場
(電気文化会館)



去る1月28日、当協会は名古屋北労働基準監督署と共催で「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」を名古屋市中区の電気文化会館で開催しました。当日は管内の事業場、

適正な時間外・休日労働実施のための説明会

管内事業場対象に無料で開催

人事・労務・総務担当者ら約220名が参加した。最初に北監督署の辻次同署・永森第三方面主任監督官が「時間外・休日労働協定について」、特届日出様式の記載方法等、特別条項付き事業場時間外労働・休日労働に関する協定について、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の記載について記入漏れがないよう、同齊藤第四方面主任監督官が「割増賃金の支払等に関する留意点について」説明があった。続いて「割増賃金の支払等に関する留意点について」説明を行つた。なお、同説明会は管内で実施された。